

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案要綱

1 目的

この法律は、農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化に対応して、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置を講ずることにより、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。（第一条関係）

2 定義

(1) 「重要品種」とは、品種（農産物の生産のために栽培されるものの集合に係るものに限る。）であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。（第二条第一項関係）

イ 省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること。

ロ 当該品種の種苗が、広域に普及することが可能なものであること。

ハ 品種登録を受けたものであること。

(2) 「重要品種育成事業」とは、重要品種となる品種の育成をする事業であって、その育成をした品種について品種登録を受けることを目指すものをいう。（第二条第四項関係）

(3) 「重要品種種苗生産事業活動」とは、重要品種である品種の種苗について、広域の普及を図ることに資するよう、効率的にその生産をする事業活動をいう。（第二条第五項関係）

3 国等の責務

(1) 国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとするとともに、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。（第三条関係）

(2) 地方公共団体は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、関係者間における連携において主導的役割を担うとともに、その蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。（第四条関係）

4 基本方針

農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（第五条関係）

5 重要品種育成事業計画の認定

重要品種育成事業を行おうとする者は、重要品種育成事業の目標等を記載した重要品種育成事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができるものとし、農林

水産大臣は、重要品種育成事業計画が基本方針に適合するものである等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。（第六条関係）

6 認定重要品種育成事業者の義務等

- (1) 認定重要品種育成事業者は、重要品種育成事業により品種を育成した場合には、遅滞なく、当該品種の概要を農林水産大臣に報告しなければならないものとし、農林水産大臣は、当該報告に基づき、当該報告に係る品種が区別性を有するかどうか確認するものとする。（第十条第一項及び第二項関係）
- (2) 認定重要品種育成事業者は、(1)の農林水産大臣の確認により区別性を有する旨の通知を受けた品種について、品種登録出願をするものとする。（第十条第三項関係）
- (3) (2)の品種登録出願がされた品種であって品種登録を受けたもの（以下「育成重要品種」という。）の育成者権者は、当該育成重要品種の種苗に係る育成者権が消滅するまでの間、当該育成重要品種の種苗の広域の普及の妨げとなると認められる行為をしないよう努めなければならないものとする。（第十一条関係）

7 認定重要品種育成事業計画に係る支援措置

- (1) 重要品種育成事業計画について5の認定があったときは、認定の日において、認定重要品種育成事業者が認定重要品種育成事業計画に従って行う無人航空機を飛行させる行為について航空法所定の許可等があったものとみなすものとする。（第八条関係）
- (2) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、その保有する研究開発に係る設備等について認定重要品種育成事業者が認定重要品種育成事業計画に従って行う利用に供する業務等を行うことができるものとする。（第九条関係）
- (3) 農林水産大臣は、6(2)により認定重要品種育成事業計画の実施期間内に品種登録出願がされた品種に係る品種登録出願等について、政令で定めるところにより、出願料等を軽減し、又は免除することができるものとする。（第十条第四項及び第五項関係）

8 都道府県基本計画

都道府県は、4の基本方針に基づき、重要品種の種苗の効率的な生産の振興に関する目標、重要品種種苗生産事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）等を記載した、当該都道府県の区域内における重要品種種苗生産事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。（第十二条関係）

9 重要品種種苗生産事業活動計画の認定

農林水産大臣の同意を得た8の都道府県基本計画における実施区域において重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者は、重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標等を記載した重要品種種苗生産事業活動計画を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができるものとし、都道府県知事は、重要品種種苗生産事業活動計画が当該都道府県基本計画に適合するものであること等の要件に適合すると認め

るときは、その認定をするものとする。（第十六条関係）

10 認定重要品種種苗生産事業活動計画に係る支援措置

- (1) 9の認定を受けた重要品種種苗生産事業活動計画に従って農地の転用を行う場合には、農地法所定の許可があったものとみなすものとする。（第十八条関係）
- (2) 市町村が、地域農業経営基盤強化促進計画に係る協議の場を設ける場合には、認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、当該協議の場への参加の申出をすることができるものとし、市町村は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないものとする。（第十九条関係）

11 重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定に係る措置

- (1) 実施区域内の農用地所有者等は、重要品種の種苗の生産団地を形成するため、協定区域、栽培の管理に関する事項等を定め、市町村長の認可を受けて、重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができるものとする。（第二十条関係）
- (2) 市町村長による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする。（第二十四条関係）
- (3) 認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者が、市町村に対し当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請した場合においては、農業振興地域の整備に関する法律所定の手続の一部を省略できるものとする。（第二十七条関係）

12 雑則及び罰則

- (1) 国は、関係者との連携及び協力による重要品種の育成及びその種苗の生産に係る人材の育成及び確保を行うよう努めるものとする。（第二十八条関係）
- (2) 国は、国際的な枠組みへの協力を通じて、重要品種に関する知的財産権の保護及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。（第二十九条第一項関係）
- (3) 国は、我が国における気候の変動に適応した重要品種の育成に資するため、外国の政府等と共同して行う研究その他の国際的な連携の下に行う取組を推進するとともに、その成果の普及及び活用を図るものとする。（第二十九条第二項関係）
- (4) 認定重要品種育成事業計画及び認定重要品種種苗生産事業活動計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設ける。（第三十条及び第三十二条関係）

13 施行期日等

- (1) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）
- (2) この法律の施行のために必要な準備規定を設ける。（附則第二条関係）
- (3) この法律の施行状況に関する検討規定を設ける。（附則第三条関係）

(4) その他関係法律について所要の改正を行う。